

黒部市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

令和2年10月9日
黒部市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市議会における手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手話通訳等を求めることができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者及び音声・言語障害者とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(実施場所等)

第3条 手話通訳等は、本会議の傍聴の際に、原則1時間を単位として、傍聴席において行うものとする。ただし、議場内発言者横での手話通訳を希望し、かつ、議長が必要と認めるときは、議場内発言者横での手話通訳を実施するものとする。

(申込み)

第4条 手話通訳等を受けようとする者（以下「利用者」という。）又はその関係者は、手話通訳等を受けようとする日の7日前（閉庁日を除く。）までに手話通訳・要約筆記申込書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

(手話通訳者及び要約筆記者の手配)

第5条 議長は、前条の申込書を受理したときは、手話通訳者及び要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）を手配するものとする。

2 議長は、手話通訳者等の手配の可否について、手話通訳・要約筆記決定通知書（様式第2号）により利用者又はその関係者に通知しなければならない。

(申込内容の変更等)

第6条 利用者は、申込みの内容を変更する場合又は申込みを取り下げる場合は、傍聴予定日の前日までに議長に届け出なければならない。

(費用の負担)

第7条 利用者の費用負担は、原則として無料とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。